○経済産業省告示第百八十号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、同号の災害及び地域を次のように指定する。

令和七年十二月二十四日

経済産業大臣　赤澤　亮正

災害名	地域	指定の期間
令和七年青森県東方沖を震源とする地震に伴う災害	青森県 八戸市 三沢市 むつ市 上北郡野辺地町 上北郡七戸町 上北郡東北町 上北郡六ヶ所村 上北郡おいらせ町 下北郡大間町 下北郡東通村 三戸郡南部町 三戸郡階上町 岩手県 宮古市 大船渡市 久慈市 陸前高田市 釜石市 上閉伊郡大槌町 下閉伊郡山田町 下閉伊郡岩泉町 下閉伊郡田野畑村 下閉伊郡普代村 九戸郡野田村 九戸郡洋野町	令和七年十二月八日から令和八年三月二十三日まで

○関東地方整備局告示第二百五十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月二十四日

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十号	大月市初狩町中初狩字神戸南八八一番一地先から同市初狩町中初狩字神戸南八八七番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年十二月二十四日

人事異動

内閣

特命全権大使
同　山田洋一郎
願に依り本官を免ずる（各通）（十二月十九日）　三上　正裕

叙位・叙勲

○叙位

正四位に叙する
山口　毅彦

正五位に叙する（各通）
上原　昭光　岡田　雄　染野　登　田邊　正治　向田　孝志　山角　博

従五位に叙する（各通）
市川　潮　岩原謙次郎　小松　孝雄　佐々木兼昭　佐々木　甫　渡辺　文男

正六位に叙する（各通）
飯田　弘次　今泉　惠　岩瀬　俊一　金子　政信　清水　義一　高橋　達男　千島　緑　露口　光男　星　衛　堀口　英三　渡辺　七郎

従六位に叙する（各通）
有島　正之　大森　利男　桑村　正明

正七位に叙する（各通）
荻野　哲男　松石　三男

従七位に叙する（各通）（以上十一月十七日）
江口　博保　高井　義美

従七位に叙する（各通）
大上　正美

従四位に叙する
（裁判所書記官）
正五位に叙する
（熱海市議会議員）
田中　光夫　細井　政雄　牧野　誠照
（神戸大学名誉教授）
高嶋　博之　田中　秀宝　前田　清勝

正四位に叙する（各通）
従五位に叙する（各通）
長山　慈信　杉尾　敏男　関根　公一
富田　直昭　茂木　吾郎　森山　泰雄
八巻　貢

正六位に叙する（各通）
相原　進　岩月　文雄　鎌田　和昭
後藤　幸男　田中　謙二　徳永　文隆
中澤　吉男　八島　正幸　山口　展男
横森　幸平　吉野　俊一　渡瀬　博行

従六位に叙する（各通）
近藤　徳榮　立田　省一　山田　英子

正七位に叙する（各通）
井上　康史　筒井　孝

従七位に叙する（各通）（以上十一月十八日）
井戸　俊夫　川瀬　正揚　手島　寛

従五位に叙する（各通）
片平　嘉正　栗川　明夫　疋田　佐市
湊　勝利　宮本　一雄　山川　政樹
領家　務

正六位に叙する（各通）
川村　博信　菊池　浩　菅　正
中野　三義　松井　昭二

従六位に叙する（各通）
石塚　弘

正七位に叙する
春川　昇平

従七位に叙する（以上十一月十九日）
渡邉建太郎

正六位に叙する
中嶋　久吉

従六位に叙する（以上十一月二十日）
谷山　重孝

正五位に叙する（十一月二十二日）

○叙勲

旭日単光章を授ける（各通）（十一月十七日）
竹田　榮一　山本　周三
（熱海市議会議員）
田中　秀宝　前田　清勝

旭日小綬章を授ける（各通）（十一月十八日）
沖浦　賢嗣

旭日単光章を授ける（十一月十九日）
上原　昭光　山口　毅彦

瑞宝小綬章を授ける（各通）
岩瀬　俊一　岡田　雄　金子　政信
佐々木兼昭　佐々木　甫　清水　義一
染野　登　千島　緑　露口　光男

瑞宝双光章を授ける（各通）